

ありのままにじぶんらしく暮らせる枚方市を目指して

多様性を認め合い性的マイノリティ支援に取り組むことは、当事者だけではなく、誰もが差別や偏見によるストレスを感じることなくいきいきと暮らせる人権尊重のまちづくりを推進していくことにつながります。一人ひとりができることから取り組みましょう。

ソジェ 性の多様性 (SOGIE) について

性のあり方 (セクシュアリティ) は「身体の性」「性自認」「性的指向」「表現する性」の4つの組み合わせで考え、私たち一人ひとりにあるものです。「十人十色」、一人ひとりに性のあり方があります。

身体の性 出生時に割り当てられた生物学的な性として、戸籍に記載された性別。	性自認 (心の性) (Gender Identity) 自身をどんな性別だと思っているのか。女性と男性に必ず分かれることもなく、「どちらでもない」「どちらでもある」という人もいます。	性的指向 (好きになる性) (Sexual Orientation) どの性別が恋愛対象になるのか。誰に対しても恋愛感情を抱かない人もいます。	表現する性 (Gender Expression) 服装や言動づかい、しぐさなど、自分の性をどのように表現するか。
---	--	--	--

性自認、性的指向、表現する性の英語の頭文字をとって SOGIE といいます。

「好きになるのは異性だけ」、「社会には男性と女性しかいない」など、これまで「普通」や「当たり前」、「自然」とされてきた性に関する場面で少数派にあたる人々を **性的マイノリティ** といいます。

- L** レズビアン (Lesbian)
自分を女性と自認し、女性を好きになる人
- G** ゲイ (Gay)
自分を男性と自認し、男性を好きになる人
- B** バイセクシュアル (Bisexual)
異性を好きになることもあれば、同性を好きになることもある人
- T** トランスジェンダー (Transgender)
出生時に決められた性別と違う性別を生きている人、生きたい人

自身のセクシュアリティを分からない、決められない、決めない人を **Questioning (クエスチョニング)** といい、自分を男性、女性のいずれとも認識していない人、他者に対して恋愛感情を持たない人など性のあり方は多様です。性的マイノリティを表す総称のひとつを **LGBTQ+** といいます。

周囲の無理解や偏見を恐れて誰にも自分のセクシュアリティを打ち明けていない人がたくさんいます。気が付いていないだけで、あなたのそばにも性的マイノリティはいます。

ALLY (アライ)

ALLYとは、性的マイノリティの理解者、支援者を表現する言葉です。LGBTQ+を理解し応援したい気持ちがあれば誰でも ALLY になれます。

人権政策室では枚方市 PR 大使のたけうちちひろさんデザインの ALLY シールを配布しています。



性的マイノリティについて理解を深める



「ありのままにじぶんらしく」性のあり方について基本的なことを説明しています。



「ありのままにじぶんらしく働く」職場で取り組めることについて説明しています。

ありのままにじぶんらしく

枚方市パートナーシップ宣誓制度

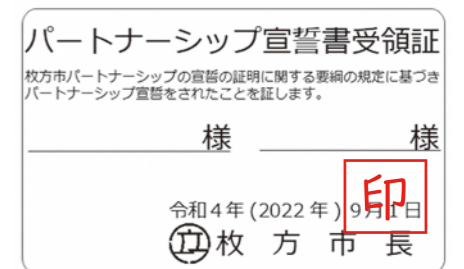


イラスト たけうち ちひろ

枚方市は、一方または双方が性的マイノリティであるカップルを対象として、平成 31 年 (2019 年) 4 月 1 日からパートナーシップ宣誓制度を実施しています。

パートナーシップ宣誓制度は法律上の効果 (婚姻、親族としての関係性の形成、相続、税法上における控除等) が生じるものではありませんが、互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合い、社会においていきいきと活躍されることを期待して、パートナー関係であると宣誓されたことを公に証明するものです。宣誓されたことを証明するものとして、パートナーシップ宣誓書受領証を交付しています。

パートナーシップ宣誓書受領証 (3種類から選べます。)



ひらかた・にじいろ宣言

枚方市は、誰もが多様性を認め合い、いきいきと暮らせる人権尊重のまちづくりに取り組んでいます。その一環として、平成31年(2019年)3月に性的マイノリティ支援宣言「ひらかた・にじいろ宣言」を行い、性の多様性の理解促進に向けて様々な取り組みを進めています。

ひらかた・にじいろ宣言

人には多様な性の形があります。誰を愛するか、愛さないか、どのような性に生きるのかは本人の意思のみに基づき、最大限に尊重されるものです。性的指向や性自認において少数派にあたる人々、いわゆる性的マイノリティであることを理由に差別されることがあってはなりません。

人権尊重都市である枚方市は、すべての市民が性の多様性を理解し、互いに人権を尊重し合い、自分らしく、安心して暮らせるまちづくりを進めるため、性の多様性を表す6色の虹を掲げ、にじいろに輝くまち・枚方を目指し、性的マイノリティの方たちへの支援に取り組むことをここに宣言します。

枚方市パートナーシップ宣誓制度 Q&A

パートナーシップ宣誓の手続きや利用できる制度について、詳しくは枚方市Webページをご確認ください。

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000023379.html>



パートナーシップ宣誓をすることができる要件は何ですか？

両人が以下の要件を満たす場合に、パートナーシップ宣誓をすることができます。

- ・成年に達していること
- ・少なくとも一方が枚方市民であること、または枚方市への転入を予定していること
- ・配偶者がいないこと
- ・宣誓者以外の方とパートナーシップ宣誓を行っていないこと
- ・宣誓者同士の関係が近親者でないこと

パートナーシップ宣誓をするにはどうしたらいいですか？

- 1 パートナーシップ宣誓をする日時の予約をしてください。予約先は枚方市人権政策室です。
- 2 予約した日時に、必要書類をお持ちの上、必ず宣誓者のお二人でお越しください。
プライバシーを守るため個室で対応します。
- 3 パートナーシップ宣誓の要件を満たすことを確認した後に、パートナーシップ宣誓をしていただきます。

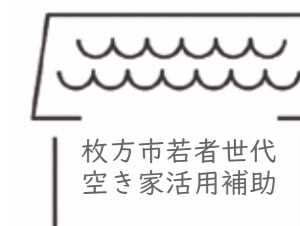
パートナーシップ宣誓をした証明として、パートナーシップ宣誓書受領証を交付します。

パートナーシップ宣誓をしたらどんな制度がつかえますか？

枚方市では、パートナーシップ宣誓をされた方に婚姻関係と同等の行政サービスを提供できるよう取り組んでいます。制度の利用については要件があるため、詳細は各サービス担当部署へお問い合わせください。



他にも利用できるサービスがあります。



枚方市外に転出する場合はどうしたらいいですか？

パートナーシップ宣誓制度は自治体ごとの制度のため、パートナーシップ宣誓書受領書を返還してください。ただし、大阪府内の自治体へ転出する場合には次の手続きをするときは、パートナーシップ宣誓書受領証の返還は不要です。

大阪府内の自治体へ転出する場合

簡易な手続きで転出先自治体のパートナーシップ宣誓書受領証を受け取ることができます。改めてパートナーシップ宣誓をしていただく必要はありません。手続きについて、詳しくは枚方市Webページをご確認ください。

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000045975.html>



交野市へ転出する場合

枚方市が交付しているパートナーシップ宣誓書受領証を交野市でも利用できます。転出時に枚方市へ継続利用の届出をしてください。詳しくは枚方市Webページをご確認ください。

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000034486.html>



枚方市の取り組み

パートナーシップ宣誓制度のほか、性的マイノリティに関する相談や、当事者・支援者の交流の場としてコミュニティスペースを定期的で開催しています。

枚方市 LGBT 電話相談

性的マイノリティに関する相談に専門の相談員が対応します。本人だけでなく、家族、友人も相談できます。

072-843-5730

毎月第1木曜日 15時～20時
(最終受付は20分前まで)

LGBT コミュニティスペース

「ひらかた・にじいろスペース」

様々なセクシュアリティの方が集まって情報交換や交流ができます。事前申込制。
毎月第3火曜日 18時～20時

申込先 枚方市男女共生フロア・ウィル
072-843-5636
jinken-kouza@city.hirakata.osaka.jp